

令和5年度第4回岐阜県事業評価監視委員会 議事要旨

1. 日時：令和5年10月12日（木）13：30～16：00

2. 場所：岐阜県庁20階共用会議室2002（オンライン併用）

3. 出席委員	岐阜大学 教授	篠田 成郎 委員長
	岐阜大学 教授	沢田 和秀 副委員長
	岐阜工業高等専門学校 教授 環境都市工学科	水野 剛規
	岐阜商工会議所 副会頭	井手口 哲朗
	岐阜県森林組合連合会 常務理事	神原 和義
	一般財団法人 岐阜県地域女性団体協議会 副会長	河野 美佐子
	岐阜県商工会女性部連合会 副会長	長沼 恵子
	岐阜県農業協同組合中央会 専務理事	渡邊 健彦
	公募 団体職員	波能 寿子
	公募 無職	藤寄 眞起
	公募 会社員	堀 朱実

4. 議事要旨署名委員の指名

委員長が議事要旨署名委員に神原委員、波能委員、渡邊委員を指名。

5. 議事

(1) 再評価実施箇所の説明及び審議について

- 1) 公共林道事業（地方創生道整備推進交付金）「揖北」
- 2) 公共林道事業（地方創生道整備推進交付金）「大谷～大栃」
- 3) 公共林道事業（農山漁村地域整備交付金・地方創生道整備推進交付金）「三森山」
- 4) 公共林道事業（地方創生道整備推進交付金）「森安～万波」
- 5) 道路改築事業（交付金事業分）「(国) 303号 西横山バイパス工区」
- 6) 道路改築事業（交付金事業分）「(主) 豊田多治見線 滝呂バイパス工区」
- 7) 道路改築事業（道路メンテナンス補助）「(主) 川島三輪線 藍川橋工区」
- 8) 通常砂防事業（補助）「志津北谷」
- 9) 通常砂防事業（補助）「コブトチ谷」

6. 議事要旨

(1) 再評価実施箇所の説明及び審議について

1) 公共林道事業（地方創生道整備推進交付金）〔事業主体 岐阜県〕

「揖北」

説明者：森林経営課 古沢課長

【審 議】

沢田副委員長	言葉の定義について、天然林の拡大造林とはどういう意味であるか。
説明者	天然林とは主に広葉樹の林となっている。天然林の拡大造林とは、広葉樹を伐ってスギ、ヒノキ、カラマツなどの針葉樹（広葉樹の場合もあるが）を人工的に造林することである。
沢田副委員長	天然林を人工林に変えるという理解でよいか。
説明者	そういう意味である。
井手口委員	拡大造林を進める意向がないということあるが、今までは拡大造林を進める意向があるということで事業を行ってきた。今回、費用対効果が1を切ることなどにより事業を中止にするとのことであるが、実施した事業に関しては効果があったのか。
説明者	今までの事業は主に人工林の区域に林道を整備しており、林道を整備した区域の森林整備を実施してきた。これからは、天然林の区域の林道整備となる。事業を開始した頃は国も県も拡大造林を進めており、森林組合も拡大造林を進める意向があった。今回改めて確認したところ担い手の不足等により拡大造林を進めることが困難とのことであった。
井手口委員	投資的効果率の事業費が高くなったことは理解できるが、人工林に変えてきたメリットがあるから進めてきたはず。今回中止としたのは、人工林に変えることに不都合があったためか。それとも、費用対効果が1を切ったことや担い手不足によるものか。
説明者	拡大造林を進める意思がなくなったということである。
篠田委員長	理解するのが難しいので、いろいろな状況を含めて説明いただきたい。委員よりもう少し質問を受け付ける。
沢田副委員長	再評価なので5年ごとに評価を受けることになる。それまでの間に傾向は分かっていたと思う。ルール上5年待たなければならないので今年出てきた話なのか、それとも早めに中止するルールがあったのか。というところが謎と思う。5年前の時点で困難かとも思いつつ進めた可能性もある。その場合は2年後に見直しがあってもよい。事業評価のルール上5年待たなければならないため、中止の声を上げられなかったとすると、その部分は無駄と思う。

事務局	再評価は5年がひとつのタイミングではあるが、それ以外にも社会情勢が急激に変化した場合、著しい技術革新などで根本的に計画が変更した場合などは、その都度再評価を行うということとなっている。そういう規定もあるので5年待たなければならないということではない。
説明者	これまでは人工林の区域に林道を整備してきた。これから、天然林の区域に林道を整備していくことについて揖斐川町と相談したところ、担い手不足等のため、拡大造林は困難とのことであった。
沢田副委員長	担い手不足のため、拡大造林が困難となったことは理解している。 担い手不足の問題は階段状に起こった問題ではなくて徐々に担い手不足になっていったのではないか。その間、何をしていたのかというのが質問である。
説明者	昨年度に林道事業について揖斐川町と相談をした。森林組合などの地元関係者の意見を聞いたうえで、中止の方向となった。
沢田副委員長	昨年度までは、分からなかったのかというのが質問である。
説明者	昨年度までは分からなかった。
沢田副委員長	気になったのは、来年再評価があるから、1年前に揖斐川町と相談を始めたのでは遅かったのではないかということ。昨年までに予測出来たはずではないか。
説明者	5年前は揖斐川町より事業継続の要望があり、事業を継続していた。
篠田委員長	資料15頁に平成30年に実施した前回評価が掲載されており、地元からの要望があり、費用対効果の値は1.1であった。 その結果、本委員会において事業継続が妥当であると判断している。しかし、それが今回、中止をしたいと提案がなされたということから、この5年の間に何があったのかということが委員の聞きたいところだと思う。 5年間の間に何があったのかを明確に説明できるようなものはないか。どうして地元がこの5年で事業中止の判断に至ったのか、その背景は分からないか。
説明者	過疎化による担い手不足が課題となっており、拡大造林を続けた場合、その後の管理ができるかが心配になったためである。
篠田委員長	揖斐川町全体の人口、労働者人口、地区人口、林業従事者人口がこの5年で急激に減少していたらよくわかるのではないか。 提案に対しての基礎データがあると皆さん分かりやすいのではないか。
説明者	揖斐川町のみ森林技術者数は手持ち資料として把握していない。
篠田委員長	揖斐川町の人口がこの5年で急激に減少していることは確認していないか。
説明者	把握していない。
事務局	他の案件の審議があるので、その間に調べて、委員会の終了までに報告

	させていただく形ではどうか。
篠田委員長	そうしてください。 データを確認してから判断することとします。
データ収集	
説明者	揖斐川町の人口、労働者人口、林業就業者のデータを報告します。 5年間の変動ですが、人口については県全体でマイナス2%に対し揖斐川町ではマイナス8%、労働者人口は県全体でプラス2%に対し揖斐川町ではマイナス6%、林業就業者については国勢調査によると県全体でマイナス4%に対し揖斐川町ではマイナス14%、また、県が林業事業体に対して実施している調査では、県全体でマイナス2%に対して揖斐川町ではマイナス25%である。 さらに、林業事業体の仕事は保育の現場から木材生産に移っており、拡大造林を行うことが困難である。
篠田委員長	直近の5年間で非常に深刻な事態になっていることは分かった。ではその前の5年間はどうかであったのかは気になるところである。 中止は大きなこと、前兆が分からなかったのかは気になるところである。付帯として、中止に至る前に何か前兆がなかったのか、そうした情報を資料に残すこととして、この提案を了承することとしてはどうか。
沢田副委員長	プラスで他の林道事業の3件についても資料が必要ではないか。
篠田委員長	従事する人のこと、従事する内容等についても整理すること。

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「中止」を了承する。

ただし、資料を一部追加すること。

2) 公共林道事業（地方創生道整備推進交付金）〔事業主体 岐阜県〕

「大谷～大栃」

説明者：森林経営課 古沢課長

【審 議】

神原委員	利用区域面積が2,470haで間伐実績が273haであるが、間伐の面積としては標準的な面積か。
説明者	10年間の間伐実績であり、標準的な値である。
神原委員	長良川木材事業協同組合で現在8万m ³ の木材使用量、バイオマスで11万tの計画としている。バイオマスはC、D材を利用する。用材が6～7割程度とすると、バイオマスに利用できるのは3～4割程度と考えられる。かなりの量の伐採が必要となる。ウッドショックは1年ほどで終息し、海外より安価な外材が入ってきているが、国産材の利用先について教えてほしい。
説明者	大型製材工場にてA材の需要がある。C、D材については、他の地域で

	<p>もバイオマス発電の施設の整備が進んでいるので需要が旺盛である。</p> <p>スギ花粉症対策として、国で新しい施策を考えている。獣害や気象害で被害にあった森林でC、D材が生産の中心となる山があるため、国の事業を活用して植え替えを行い、バイオマスでの需要に応じていく考えである。</p>
沢田副委員長	<p>資料の最終頁に「国産材の安定供給体制の構築」を図る必要があるとの記載があるが、ここでいう体制は林道が完成したら体制を構築したという状態となるのか。ここでいう体制には何が含まれているのか。</p>
説明者	<p>森林技術者が伐採できるようにということで、郡上森林組合が中心に森林整備を行っている。今までは保育中心であったが今後は搬出、木材生産にシフトしていく。</p> <p>林道の機械化、高性能林業機械の導入による生産コストの縮減、林道、作業道の開設による生産コストの縮減。森林経営計画の樹立による事業地の確保等により原木の安定供給を図るということである。</p>
沢田副委員長	<p>「揖北」の件でもあったが、人口が減少する中で、周りの状況を整理することだけで間に合うのかということが疑問である。誰がやるのかというところがよく分からない。</p>
説明者	<p>人の確保については、美濃市のジョブステーションにおいて、リクルート活動を行っている。また、東京、大阪などで説明会を開いている。</p>
沢田副委員長	<p>この林道事業と人の確保の活動を絡めて動いているということか。</p>
説明者	<p>そのとおりである。</p>
篠田委員長	<p>1つめの案件が「中止」で、それ以外が「継続」でその違いが分からない委員が多いと思う。地域の違いを説明してもらえるとありがたい。</p>

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

ただし、資料を一部追加すること。

3) 公共林道事業（農山漁村地域整備交付金・地方創生道整備推進交付金）

〔事業主体 岐阜県〕 「三森山」

説明者：森林経営課 古沢課長

【審 議】

沢田副委員長	<p>26頁の図で、国有林内を林道が通過しているが民有林の中を通過することは出来なかったのか。</p>
説明者	<p>効率的に起点から終点までの線形を計画したところ、国有林内を通過する線形となったためである。</p>
堀委員	<p>「揖北」の時は、45度以上となる急勾配の箇所が事業の途中で分かったと記載があったが、「大谷～大栃」・「三森山」にはそのような記載はない。</p> <p>計画の途中段階で急勾配箇所が分かり、事業費の見直し等を行うのが一般的なのか、事前に測量を実施して分かっていることが一般的なのか、ど</p>

	ちらか。
説明者	計画時は、地形図にて線形を決定している。現地踏査まではするが測量までは実施していない。
堀委員	「大谷～大栃」・「三森山」については、測量を実施していなくても計画に大きな変更がなかったということか。
説明者	見直しはおこなっているが「揖北」のような大きな変更はなかった。

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

ただし、資料を一部追加すること。

4) 公共林道事業（地方創生道整備推進交付金）〔事業主体 飛騨市〕

「森安～万波」

説明者：建設課 藤白課長

【審 議】

篠田委員長	飛騨市のエリアは人工林より天然林が多いエリアであるが、今回のエリアは反対で特徴的なエリアである。人工林の固まっている箇所を狙って林道を計画した意図があると思うがいかがか。
説明者	人工林が植林されていたが、植林当時は搬出の概念を持った道路がなかった。合併前の宮川村時代に人工林の集中した箇所の材木を搬出する目的で長大な林道を計画したものである。
篠田委員長	人工林の齢級を見ると、41年生以上の物がほとんどである。林道開設事業を開始して46年経過しているが、林道を作ろうとしてから植えたのか、もっと前から植えてあったのか。そのあたりが分かるとよい。
説明者	林道計画よりも植林計画が前である。
篠田委員長	41年生以上であるが、46年以上前に植えたということですね。
神原委員	天然林が36%あるが、どのように整備していく計画か。
説明者	市としては天然林についてはエリアを指定して、方針を決めている。本事業箇所については現状のままである。

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

ただし、資料を一部追加すること。

5) 道路改築事業（交付金事業分）〔事業主体 岐阜県〕

「一般国道 303号 西横山バイパス工区」

説明者：道路建設課 青木課長

【審 議】

神原委員	現在の坂内の人口を教えてください。 また、本工事により、経済、物流が活発になるのか、それとも観光や人の交流が増加するのか。試算はありますか。
説明者	試算は行っていないが、滋賀県との最短ルートとなる。現在では、21号

	や北陸道を利用しているが、そこが最短距離で結ばれるため、観光等の増加を見込んでいる。 旧坂内村の人口は280人である。
井手口委員	バイパスということであるが現道も維持されるのでしょうか。
説明者	現道は揖斐川町に移管する。
井手口委員	今回の費用対効果の算出に現道の維持管理費は含まれていますか。
説明者	費用対効果の算出においては、落石対策や防災対策等の費用を控除している。 揖斐川町へ移管を行う際は、町と現場確認を行い、補修が必要な箇所については補修を行ったうえで移管する。
井手口委員	移管後は揖斐川町にて管理をしていくということか。
説明者	そうである。
篠田委員長	現道沿いに人がアクセスする可能性のある施設はないか。
説明者	家などの施設はありません。
篠田委員長	揖斐川町に移管後、落石等で通行止めが発生し、復旧に時間を要した場合においても、直接的に困る人はいないということでしょうか。
説明者	そうである。
神原委員	射撃場がなかったか。
説明者	対岸となるため、トンネルを利用して迂回することが可能である。

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

6) 道路改築事業（交付金事業分）[事業主体 岐阜県]

「主要地方道 豊田多治見線 滝呂バイパス工区」

説明者：道路建設課 青木課長

【審 議】

篠田委員長	中小河川に沿う又は横断する形で工事が行われている。このような場合は自然環境への配慮、そこに生息する生き物への配慮があると思うがいかがか。
説明者	環境調査を行ったところ希少種等は発見されなかった。濁り等を発生させないように配慮している。
篠田委員長	河道に手を加えることはなかったか。
説明者	橋梁を架けるため、橋脚を設置の際は河道に手を加えるが、濁りを発生させないように配慮している。
篠田委員長	写真を確認するとすれ違いが困難な狭い道路であるが、この道路を拡幅しているわけではなく、横切っているということか。
説明者	そのとおりである。
神原委員	漁協との話し合いはどのようになっているか。

説明者	トラブルの無いように事前に話し合いを行っている。
神原委員	費用対効果が1.3から1.1に下がった理由はなにか。
説明者	マニュアルの変更によるところが大きいですが事業期間の延長による影響もある。

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

7) 道路改築事業（道路メンテナンス補助）[事業主体 岐阜県]

「主要地方道 川島三輪線 藍川橋工区」

説明者：道路建設課 青木課長

【審 議】

藤寄委員	歩道が両側に設置されている。片側にしかない橋もあるがどうか。
説明者	周辺の住まいの状況などを考慮している。本地域は周辺に家が多く立ち並んでいるため、両側に歩道を設置する計画としている。
水野委員	断面図の付加車線はどのような使われ方をするのか。
説明者	交差点の右折レーンとなる。 現在、右折レーンが無いことが渋滞発生の原因となっている部分があるため、右折レーンを設置する。
水野委員	橋はプレストレストコンクリート製ですか。
説明者	メタル製である。
水野委員	メタル製とした理由はなにか。
説明者	費用の比較によるものである。
井手口委員	費用対効果分析で、効果が10億円増加しているが、5年間で何が変わったのか。
説明者	マニュアルが変わり、時間当たりの単価が上がったためである。 交通センサスの見直しによる交通量の増も関係している。

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

8) 通常砂防事業（補助）[事業主体 岐阜県]

「志津北谷」

説明者：砂防課 辻課長

【審 議】

神原委員	砂防えん堤と治山えん堤の違いはなにか。
説明者	守るべき対象の違いである。砂防えん堤は人家を土砂災害から守ることを目的としており、治山えん堤は山を保全することを目的としている。
神原委員	ゲリラ豪雨などで山地崩壊があるため、かなり早いタイミングでえん堤の裏が埋まってしまう。定期的に土砂は取り除くのか。
説明者	不透過型砂防えん堤の場合は、土砂が堰堤の裏に堆積することで、勾配

	<p>が緩くなり、流速が低減し、山を削る力が弱まる役割を果たしている。それ以上に堆積した場合は撤去をおこなうことになる。</p> <p>透過型砂防えん堤の場合は格子状の所に、大きな石や立木が引っ掛かりその後ろに土砂が堆積する。堆積物がたまった時点で撤去をおこなうことになる。</p>
沢田副委員長	<p>透過型えん堤は環境に配慮されているとのことだが、どういうメカニズムで環境に配慮されていると言えるのか。</p>
説明者	<p>1つ目は、透過型えん堤の場合は細かな砂は通常下流に流れ出る。ある程度の砂が河川に出ることが健全な状態と考えているため、不透過型えん堤より環境によいと考える。</p> <p>2つ目は、小動物が谷の中を移動できる環境にあるということである。</p>
沢田副委員長	<p>自然環境への影響を少なくしているわけではないと考える。</p>
説明者	<p>不透過型えん堤は土砂が堆積することで効果を発揮するため、透過型えん堤に比べると地形を変形してしまう。</p> <p>透過型えん堤の方が地形の変更が少ない構造である。</p>
篠田委員長	<p>石を下流に流すことで浮石ができ、それにより底生生物を維持することが出来る。それにより、魚の生息につながるということになる。</p> <p>ある程度下流の生物生息に配慮出来ているということになるのではないかと。</p>
沢田副委員長	<p>環境変化の度合いを少なくしているということか。</p>
説明者	<p>その表現のほうが適切と考える。</p>
篠田委員長	<p>影響範囲に老人ホームや避難所があるが、そもそも影響範囲内に施設を作らないように、県や市はアドバイスしないのか。</p>
説明者	<p>土砂災害警戒区域を黄色で示している。作らないという観点で行くとレッドゾーンという赤で着色した区域がある。こちらについては土砂災害の危険度がさらに高まり、建物が倒壊する恐れがあると位置付けられている。そこには新たに避難所や要配慮者利用施設を建築するときは土石流に耐えうる構造にするなどの制度がある。</p>
篠田委員長	<p>本事業個所はどうか</p>
説明者	<p>本事業個所はイエローゾーンである。</p>

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

9) 通常砂防事業（補助）[事業主体 岐阜県]

「コブトチ谷」

説明者：砂防課 辻課長

【審 議】

篠田委員長	危険な箇所は県内に多数あると思うが、優先順位はどのように決めているか。
説明者	避難所、要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域、さらにレッドゾーンに入っている箇所を優先している。また、道路や鉄道も優先している。

【審議結果】 事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

(以上)